

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年2月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）向山地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業）久保地区	〃
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）住蓮寺池東コル地区	〃
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間下池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間下池2号地区	〃
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東赤坂地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大下地区	〃
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上出水地区	〃
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上田井川西地区	〃